



# 宮 崎 県 公 報

平成30年3月27日(火曜日)号外 第9号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 41,700円

## 目 次

### 条 例

○宮崎県政務活動費の交付に関する条例の一部を 改正する条例……………(議会事務局) 1	頁
--	---

## 本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 宮崎県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例(条例第32号)
  - 1 改正の理由及び主な内容  
政務活動費の収支報告書に添付する書類に政務活動報告書を追加するため、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

## 条 例

宮崎県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成30年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県条例第32号

#### 宮崎県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県政務活動費の交付に関する条例(平成13年宮崎県条例第29号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(収支報告書等) 第10条 [略] 2・3 [略] 4 前3項の収支報告書には、政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し(以下「 <u>証拠書類</u> 」という。)を添付しなければならない。 (収支報告書等の保存及び閲覧) 第12条 第10条の規定により提出された収支報告書及び証拠書類(以下「 <u>収支報告書等</u> 」という。)は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。 2・3 [略]	(収支報告書等) 第10条 [略] 2・3 [略] 4 前3項の収支報告書には、 <u>政務活動報告書の写し及び政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し(以下「<u>政務活動報告書等</u>」という。)</u> を添付しなければならない。 (収支報告書等の保存及び閲覧) 第12条 第10条の規定により提出された収支報告書及び <u>政務活動報告書等(以下「<u>収支報告書等</u>」という。)</u> は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。 2・3 [略]

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宮崎県政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。